

内閣府は、平成24（2012）年11月、関係団体などで構成する第3回児童ポルノ排除対策推進協議会（会長：内閣府副大臣）を開催した。また、公開シンポジウムにより児童ポルノ根絶に向けた国民運動の輪が更に広がるよう呼びかけを行っている。平成24年度の公開シンポジウムでは、スウェーデン外務省国際法・人権条約局課長代理のカイレイニウス氏から「児童ポルノ排除に向けた国際的な取組」についての基調講演が行われた。さらに、専門家による「被害者支援と被害防止教育」をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。（第2-3-22図）

第2-3-22図 児童ポルノ排除対策公開シンポジウム



（出典）内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/symposium3.html>）

警察は、児童ポルノ事件が極めて深刻な情勢にあることから、「児童買春・児童ポルノ禁止法」による積極的な取締りに努めている。平成24年には、過去最多の1,596件、1,268人を検挙した。また、出会い系サイトなどを利用し、個人的な「援助交際」（売春など）の勧誘を装って組織的に周旋を行う事犯や、飲食店、エステ店などの合法的な営業を装いながら、児童に卑猥な言動などで客に接する業務をさせるものが出現していることから、その実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りに努めている。

なお、児童ポルノの流通・閲覧を防止するため、インターネット・サービス・プロバイダなどの関連事業者によるブロッキングが実施されている。

（3）「出会い系サイト」や「コミュニティサイト」の問題（警察庁）

警察は、「出会い系サイト」に起因する事犯について、平成24（2012）年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平15法83）違反363件、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反事件251件、青少年保護育成条例違反50件を検挙している。また、出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用して子どもが犯罪被害に遭った事犯については、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反543件を検挙している。

（4）子どもの犯罪被害の防止

ア 学校における安全管理（文部科学省）

文部科学省は、「学校安全の推進に関する計画」¹²⁴（平成24年4月閣議決定）に基づき、学校における安全管理を推進している。また、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」として、警察官OBなどからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアに対する警備のポイントの指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子どもの見守り活動に対する支援、「子ども安心プロジェクト」として小学生や中学生、高校生を対象とした教育教材や教職員向け参考資料の作成を行っている。

イ 関係機関・団体からの情報の活用（警察庁）

警察庁は、法務省から子どもを対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。

警察は、子どもが被害に遭った事案や、子どもに対する犯罪の前兆と思われる声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メー

124 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm

ルなどを活用した発信も行っている。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年福祉犯罪や児童虐待事案、人身取引事犯に関する通報を国民から電話やインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。運用が開始された平成19（2007）年10月1日から平成24（2012）年12月31日までの通報受理件数は7,864件であり、このうち39件が事件解決に結び付いた。

ウ 人身取引対策（内閣官房、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

人身取引は、重大な人権侵害であり、被害者に対して、深刻な肉体的・精神的な影響を与え、その被害の回復が非常に困難である。人道的な観点からも、迅速・的確な取組が必要とされている。

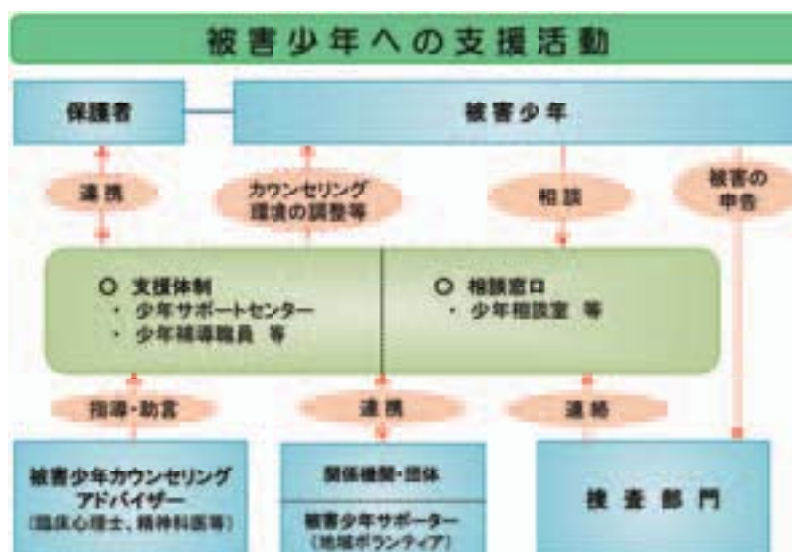
政府では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引対策に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を推進している。また、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの協力を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

4 犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応（警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな育成に与える影響が大きい。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切である。

警察は、被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。臨床心理学や精神医学といった高度な知識・技能や豊富な経験を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、支援を実施している。また、それぞれの地域において、保護者などとの緊密な連携の下に日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動などを行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。（第2-3-23図）

第2-3-23図 警察による被害少年への支援活動



(出典) 警察庁資料

文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて、被害を受けた子どもの立ち直りを支援する活動を推進している。さらに、子どもの心のケアの充実を図るため、基本的理解や対応方法、学校における体制づくりに関する指導資料を養護教諭や一般の教職員を対象に作成するとともに、管理職や養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラーなどを対象としたシンポジウムを開催している。

5 いじめ被害，自殺対策

(1) いじめ被害対策

いじめは、決して許されないことであるが、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの問題については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。

平成24(2012)年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという、痛ましい事案をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となった。いじめの問題については、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子ども一人一人に対するきめ細かな支援を行うことが必要である。

ア いじめ問題に対する総合的な取組の推進（内閣官房，文部科学省）

文部科学省は、平成24(2012)年7月、「すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ」と題する文部科学大臣談話¹²⁵を発表し、すべての学校・教育委員会関係者に対して対応を促した(第2-3-24図)。同年9月には、文部科学省として、当面、いつまでに、どのようなことに取り組むのかを示す「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」¹²⁶を策定した(第2-3-25図)。具体的には、

- ・学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る
- ・国・学校・教育委員会の連携を強化する
- ・いじめの早期発見と適切な対応を促進する
- ・学校と関係機関との連携を促進する

ための国の取組を示している。

第2-3-24図 いじめ問題に関する文部科学大臣談話（平成24年7月）

すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ [文部科学大臣談話]

平成24年7月13日

いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾です。子どもの生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。文部科学省からの通知等の趣旨をよく理解のうえ、平素より、万が一の緊急時の対応に備えてください。

学校においては、日常において決していじめの兆候を見逃すことなく、いじめを把握したときは抱え込まずにすみやかに市町村教育委員会に報告してください。

報告を受けた市町村教育委員会は、当事者としての責任をもって、学校とともに迅速かつ適切な対応を行ってください。

また、児童生徒等の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると認めるときは、そのような事態に至る前に、すみやかに関係者で連携することが必要です。都道府県教育委員会は、学校や市町村教育委員会を可能な限り支援してください。文部科学省も積極的に支援いたしますので、市町村教育委員会、都道府県教育委員会はすみやかに文部科学省へ状況を報告してください。

子どもの生命は非常に大切であり、守らなければなりません。このため、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいきたいと考えています。

(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1323548.htm)

125 http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1323548.htm

126 http://www.mext.go.jp/a_menu/shienshitsu/1325363.htm